

## 別紙 1

### 仕 様 書

#### 1 概要

奥山工場で可燃性廃棄物を焼却処理する際に発生する熱を利用して発電した電力のうち、当該工場内で使用した電力に含まれるバイオマス由来電力の環境価値を売却するもの。

#### 2 件名

下関市環境部奥山工場のごみ焼却発電による環境価値売却

#### 3 売却場所

下関市環境部奥山工場（下関市大字井田字桑木 10378 番地）

#### 4 売却期間

資源エネルギー庁「CO2 削減相当量認証制度」における計画認定を受けた日以降の計測開始日時から令和 8 年 3 月 3 1 日 2 4 時までとし、期間満了の 3 か月前までに双方異議の申出のないときはさらに 1 か年有効とし、以後も同様とする。

#### 5 供給電気方式等

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 供給電気方式 | 交流 3 相 3 線式  |
| (2) 供給電圧   | 2 2 , 0 0 0 V                                      |
| (3) 周波数    | 6 0 H z  |
| (4) 受電方式   | 1 回線受電   |
| (5) 需給地点   | 構内第 1 柱の引込線第 1 接続点                                 |
| (6) 責任分界点  | 需給地点と同じ  |
| (7) 財産分界点  | 需給地点と同じ  |
| (8) 発電設備   | 蒸気タービン発電機  |
|            | 3 , 1 8 0 k W × 1 台 (設備 I D : R 6 2 3 9 9 2 F 3 5) |
|            | 3 , 6 0 0 k W × 1 台 (設備 I D : R 7 1 1 6 3 9 F 3 5) |

#### 6 環境価値売却仕様

- (1) 自家消費電力量及びバイオマス比率

①自家消費電力量（令和5年度実績）

13,881,780 kWh/年

②バイオマス比率（令和5年度実績）

57～68%程度、年間平均63.1%

(2) 認定設備

当該発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法における再生可能エネルギー発電設備（バイオマス発電（一般廃棄物））として経済産業大臣の認定を受けたものである。

設備名称	下関市環境部奥山工場発電所
設備ID	R623992F35
認定日	平成25年2月25日
調達期間	125月
供給開始日	平成25年3月31日

設備名称	奥山工場発電所（第3号タービン）
設備ID	R711639F35
認定日	平成26年10月15日
調達期間	240月
供給開始日	平成28年1月6日

7 その他

- (1) 市から購入した環境価値は、グリーン電力証書として証書化することを原則とする。
- (2) 証書化した環境価値は、本市内の事業者へ、市と連携し優先的に販売するよう努めるものとする。
- (3) 検定付き電力計は、売電における系統連系点、蒸気タービンの発電機連絡盤、発電機電力量盤に設置済である。発電機連絡盤の検定保証期間は2028年11月、発電機電力量計盤の検定保証期間は2029年3月までであり、検定保証期間の終了前に市で交換する。

- (4) 市の設備を一般財団法人日本品質保証機構（以下、「JQA」という。）へ設備認定及び電力量認定を申請する際、申請は受託者が行うものとする。なお、市は認定申請に必要な資料等について、受託者に協力するものとする。
- (5) バイオマス比率は「平成15年2月13日付経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長通知」の算定方法により、市が算定を行い、結果を受託者へ共有する。
- (6) 市は、事前に定めた方法で電力量計の計測値を写真撮影し、落札者に自家消費電力量を共有する。
- (7) 発電開始後、電力量計等の設備については、市が管理を行うものとする。
- (8) 発電設備の停止・点検を行う際には、事前に市より受託者へ通知を行うものとする。
- (9) 発電設備を運営管理する上で、受託者が任意設備を設置する場合は、事前に市の承諾を得ることとする。
- (10) 環境価値の移転に伴う受託者から市への入金時期については、四半期に一回とする。
- (11) 環境価値売却単価については、別紙8「入札書」記載の単価により、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。
- (12) 契約期間中に消費税法改正により消費税率が変更となった場合は、変更となった月以降、新消費税率を適用するものとする。  
なお、変更後の契約額は、当初契約額を110分の100で除した値に新消費税率を乗じて、小数点第3位を四捨五入した額とする。
- (13) 自家消費電力量は、運転計画の変更、焼却炉および発電設備の運転状態または、故障等により変動する可能性があるが、市はその自家消費電力量に拘束されるものではなく、何ら義務を負うものではない。
- (14) 市への通知文書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。
- (15) この仕様書に定めのない細部の事項については、市と受託者協議によるものとする。

## 8 その他条件

### (1) 本件において使用する用語の定義

本件において使用する用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、総合資源エネルギー調査会 新エネルギー一部会 グリーンエネルギー利用拡大小委員会報告書「グリーン・エネルギーの利用拡大に向けて」（平成20年6月11日）で定められたグリーン電力証書ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）で定義される意義を有する。

### (2) グリーン電力相当量の定義

「グリーン電力相当量」とは、本件発電設備（市が運転する「3売却場所」および「5供給電気方式等」記載の発電設備をいう。）によって発電し、本件施設で消費されている電力（発電に直接必要な発電補機での消費電力量、変圧器等の送電補機での消費電力量を除く。）のうち、バイオマス発電分に相当する電力量「7その他（5）」により算出されるバイオマス比率に基づき算出される電力量をいう。）としてJQAの認証を受けた電力量をいう。「グリーン電力証書」とは、JQAの認証を受けたグリーン電力相当量、発電期間、発電方法、設備認定番号、電力量認証番号を特定した認証書をいう。

### (3) 認定および認証

受託者は、JQAに対して、本件発電設備について、グリーン電力を発生させる発電設備の認定（以下「発電設備認定」という。）の申請（以下「設備認定申請」という。）を行うものとする。

前項に基づく設備認定申請の結果、発電設備認定を取得できなかった場合は、本件は将来に向かって取り消されたものとする。

また、当該取消に基づく市と受託者との間の原状回復義務及び受託者の市に対する対価の支払い義務は存しないことを相互に確認するとともに、発電設備認定を取得できなかった事由が受託者の責に帰すべきものでない限り、受託者は責を負わないものとする。

受託者は、JQAに対して、本件発電設備によって発電し、本件施設で消費されている電力について、別紙2「グリーン電力相当量の計算方法」に示す考え方に則り、四半期ごとに当該期間の最終日の30日後までに、資料を添付してグリーン電力相当量の認証の申請（以下「電力量認証申請」という。）を行うものとする。電力

量認証申請の結果、電力量認証を取得できなかった場合は、その事由が受託者の責に帰すべきものでない限り、受託者は責を負わないものとする。なお、別紙2「グリーン電力相当量の計算方法」がJQAの求めにより改定された場合は、受託者は速やかに市へ通知するものとする。当該通知の到着以降は、改定後の内容に基づくものとする。

市及び受託者は、この仕様書に特段の定めのない限り、法令の定めのみならず、本ガイドライン、JQAが定めるグリーン電力認証基準（以下、「認証基準」という。）、グリーン電力認証基準解説書（以下、「認証基準解説」という。）、グリーン電力認証事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）、グリーンエネルギー認証センターが定める表現等に関する発電者用ガイドライン（以下、「発電者用ガイドライン」という。）、経済産業省資源エネルギー庁及び環境省が定めるグリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度運営規則（以下「削減相当量運営規則」という。）、その他の定めを遵守して別紙3「役割分担」のとおりそれぞれの役割を遂行するものとする。設備認定申請、電力量認証申請その他のグリーン電力相当量の認証に要する費用は、受託者が負担するものとする。

受託者は、JQAから設備認定申請及び電力量認証申請に対する結果の通知を受領したときは、速やかに市に当該結果を通知するものとする。電力量認証申請の結果、JQAにより電力量認証を受けた電力量を認証電力量という。

受託者は、発電設備認定を受けた後、JQAからの求めに応じて、グリーン電力証書に関する情報（グリーン電力証書の発行先やグリーン電力相当量及び認証電力量等を含むが、これらに限られない。）の提供をJQAに対して行うものとする。

市は、認定を受けた本件発電設備について、発電方法等に変更がある場合は、速やかに受託者に対して情報の提供を行うものとする。受託者は、情報の提供を受けた場合は、速やかにJQAに対して認定の変更の申請を行うものとする。

受託者は、電力量認証申請時にJQAに提出した資料に誤りがあることが認証後に発見される等の理由がある場合は、直ちに認証を受けた認証電力量について、JQAに対して修正認証を申請しなければならない。

市は、JQA より認定された本件発電設備及び本件発電設備の広報ツールに発電者用ガイドラインに定める認証機関マークを添付することができる。市は、認証機関マークを使用する場合は、受託者を通じて、事前に JQA に対しグリーンエネルギー認証機関マーク使用届出書を提出する。また、市は認証機関マークの使用内容について変更があった場合は、受託者を通じて、JQA へ事後報告しなければならない。

本件発電設備において、認証基準の要件を満たせない事態が発生した場合は、市は受託者を通じて、その旨を JQA に届け出るとともに、その事態が解消されたと JQA によって判断されるまで、本件発電設備において JQA 並びにグリーン電力証書に関連した表現等（広告における表示を含むが、これに限らず JQA 及びグリーン電力証書に関連していると認識することができる一切の表現を含む。以下同じ。）を行ってはならず、また、認証機関マークを使用してはならない。

#### （４）市の業務内容

市は、受託者に対して本件発電設備により発電した電力量、売電した電力量及びバイオマス比率その他受託者が求める資料を添えて、毎月 1 日から月末までの実績を翌月 10 日までに通知するものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに通知ができない場合は、受託者の承諾を得たうえで当該期日を変更することができるものとする。

市は、前項の実績についてその根拠となるデータの計測を市の費用負担と責任において継続して記録するものとする。

市は、本件発電設備の運営に関して、以下の事項を遵守するものとする。バイオマス由来の廃棄物（生ごみ、紙ごみ、せん定くず等）を発熱量換算で一般廃棄物の主体とし、使用される補助燃料としての化石燃料及び一般廃棄物に混入する廃プラスチックの割合はグリーン電力相当量の認証の申請期間を通じて 50%程度以内とするよう最大限努めるものとする。なお、かかる割合の計算は経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部長通知「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等」（平成 15 年 2 月 13 日 15 資省部第 21 号。その後の改正を含む。）に定める計算式によるものとする。

設備認定申請時及びグリーン電力相当量の認証の申請期間において、容器包装リサイクル法が対象とするプラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集やリサイクルに最大限努めるものとする。

(5) グリーン電力価値の譲渡及び対価の支払い

環境価値売却単価（消費税込み）に各四半期の認証電力量を乗じた金額（単位は1円とし、その端数は切り捨て）を、JQAより電力量認証を受けた日の翌月末までに受託者が市に通知するとともに、当該通知を行った日の翌末日までに市が発行する納入通知書により入金するものとする。

市から受託者に対するグリーン電力価値は、認証電力量を受託者が市に対して通知した時点で譲渡が行われたものとする。

(6) 情報の開示

市は、受託者又は認証機関から求めがあった場合は、本件発電設備について、情報の開示及び立ち入り調査等に協力するものとする。

(7) 付帯義務

市は、本契約期間中、本件発電設備に、受託者の承諾なく企業その他のロゴデザイン及びマーク等を掲示しないものとする。ただし、発電機メーカー等当該発電設備に密接に関係のあるものについてはこの限りでない。

(8) 温室効果ガス排出量の計算方法

受託者は、本件発電設備を「グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度（以下「CO2制度」という。）」に登録（計画認定）し、認証電力量をCO2制度が定めるCO2として認証を得ることができるものとする。また、市は、受託者によるCO2制度への登録及び認証に協力するものとする。市が二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を計算し、対外的に周知する際には、本件発電設備からの発電電力量分のうち認証電力量分については、市が電気を購入している電気事業者の温室効果ガス排出係数を用いるものとし、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる場合は、CO2制度に基づくCO2量を加算するものとする。また、電気の供給先についても同様とし、市は、電気の供給先が本条を遵守するよう適宜指導するもの

とする。

(9) 化石燃料消費量の計算方法

市が化石燃料消費量を計算し、対外的に周知する際には、本件発電設備からの発電電力量分のうち認証電力量については、市が電気を購入している電気事業者の電気を利用したものとして計算する場合と同様の方法を用いるものとする。また、電気の供給先についても同様とし、市は、電気の供給先が本条を遵守するよう適宜指導するものとする。

(10) グリーンエネルギー認証センターガイドラインの遵守

市は、環境改善効果の周知及び環境付加価値の移転にあたっては、発電者用ガイドラインを遵守するものとする。また、グリーンエネルギー認証センターにより、発電者用ガイドラインが改定された場合には、受託者は、市に対しその内容を通知し、市は、改定後の発電者用ガイドラインを遵守するものとする。

(11) 情報の公開

受託者は、本件発電設備、四半期ごとの認証電力量及び当該設備において市が発電した毎年度の電力量を一般に公開することができるものとする。

(12) 権利及び義務の譲渡

市及び受託者は、相手方の事前の書面による合意を得た場合を除くほか、本件によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し又は承継させることはできないものとする。

(13) 初回のグリーン電力相当量の認証

グリーン電力相当量の認証は、市と受託者が協議の上、別途合意した期間を初回の認証対象とするものとする。

受託者は、「8 その他条件(3)」に定める発電設備認定が令和7年8月31日までに完了できないことが明らかとなった場合は、市に速やかにその旨を通知し、市と受託者が協議の上、初回の認証対象期間を変更するものとする。

(14) 付則

市は「7 その他(3)」の電力計等の更新・交換を行う場合には、事前に受託者にその旨を通知するものとする。

本件に基づき発行されたグリーン電力証書の販売先は、受託者の費用と責任において決定するものとする。